

税務・財務情報 第2102号

令和 2 年分確定申告書から見る変更点

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

令和2年分確定申告書から見る変更点

1 はじめに

令和3年2月16日より令和2年分所得税の確定申告が始まります。平成30年度～令和3年度の税制改正、新型コロナウイルスの影響に対応する措置などにより、令和2年からは複数の改正点を加えられており、公表された令和2年分以降の確定申告書の新様式からもその変更が見受けられます。今回は令和2年分確定申告書の変更点を一部ピックアップし、詳細をご説明させていただきます。

2 令和2年分以降の確定申告書（第一表、第二表）様式

The image displays two tax forms side-by-side. The left form is '令和2年分所得税及び復興特別所得税の申告書B' (Form 200), and the right form is '令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B' (Form 230). Red boxes and arrows highlight specific changes in the '雑所得' (miscellaneous income) section of Form 200 and the '所得の内訳' (breakdown of income) section of Form 230. The changes include the addition of new categories for miscellaneous income and the requirement to specify the source of the income.

3 雑所得を生ずべき業務に係る所得金額の計算の見直し

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも当たらない所得をいい、例えば、公的年金等、非営業用貸金の利子、副業に係る所得が該当します。

前年までは収入金額等・所得金額等の欄で内訳が「公的年金等」と「その他」の2つだった雑所得ですが、「業務」が新たに追加となりました。その「業務」に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。例えば、事業規模でない継続的な取引のある会社員の副業収入がこれに該当します。

本来、所得金額は、金銭の出入りにかかわらず、取引が発生したタイミングで認識する発生主義の考え方をもとに計算するのが原則で、金銭の受け取りや支払いがなされた時点で会計処理を行う現金主義の方法が適用できるのは、青色申告を行う小規模事業者のみが対象でした。しかし、令和2年度の税制改正により雑所得を生ずべき業務に係る所得計算においても現金主義による方法が、その年の前々年分の収入金額が300万円以下であることを要件に、令和4年分以降の確定申告から認められることとなりました。

また、雑所得を生ずべき業務に係るその年の前々年の収入金額が1,000万円を超える場合には、その雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならないこととされました。

従って、適用開始年度である令和4年分の上記判定は、令和2年分の収入金額等の「業務」欄記載の金額で行うこととなります。

4 ひとり親控除の創設及び寡婦控除の見直し

令和2年より寡婦（寡夫）控除は、未婚、離婚、死別などによる要因、性別による違いが撤廃され、寡夫控除がひとり親控除に変わり、申告書上の記載も所得から差し引かれる金額欄の「寡婦、寡夫控除」が「寡婦、ひとり親控除」に変更となりました。

- (1) 未婚の所得者が、生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下である場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。）は、ひとり親控除が適用されることとなりました。
- (2) 寡婦控除の適用について、女性であっても、男性と同じ合計所得金額が500万円以下の所得制限が設けられました。また、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことが適用要件に追加されました。
- (3) 生計を一にする子を有する寡夫の控除額が、生計を一にする子を有する寡婦と同額の35万円となりました。

		改正前				改正後						
		配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別	離別	未婚		
		本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	本人所得	～500万	500万～	～500万		
本人が女性	扶養親族	有	子	35万円	27万円	35万円	27万円	35万円	-	35万円	-	35万円
		子以外	27万円	27万円	27万円	27万円	27万円	-	27万円	-	-	-
	無	27万円	-	-	-	27万円	-	-	-	-	-	-
	無	27万円	-	-	-	27万円	-	-	-	-	-	-

寡婦控除
ひとり親控除

		改正前				改正後							
		配偶関係		死別		離別		死別		離別		未婚	
本人が男性	本人所得	～500万		500万～		～500万		500万～		～500万		～500万	
	扶養親族	有	子	27万円	-	27万円	-	35万円	-	35万円	-	35万円	-
			子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

5 基礎控除の見直し

申告書上の印字は前年通りですが、記載する控除額が令和2年分から変わります。前年まで基礎控除は、すべての納税者が一律に受けることのできる38万円の所得控除でしたが、平成30年税制改正より10万円引き上げられ48万円となりました。

また、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額は逡減し、2,500万円を超えると基礎控除の適用はありません。これに伴って各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額の要件も変更されています。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

6 公的年金等控除の見直し

その他の欄に「公的年金等以外の合計所得金額」が新たに追加されました。令和2年分から所得計算上、公的年金の経費にあたる公的年金等控除額が公的年金等以外の合計所得金額によって変わります。具体的には、公的年金等控除額を一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました。

7 まとめ

今回は確定申告書の新様式の変更点とその詳細についてご説明させていただきました。令和2年からは、各種控除額の大幅な改正のほか、会社員の副業などの働き方の多様性をふまえた税構造の見直し、シングルマザー・シングルファザーの税負担の見直しなど現在の社会情勢に反映されるものとなっていました。

今年の確定申告の期限は3月15日です。ご不明点がありましたら、弊社の担当者にお問い合わせください。

執筆者 栄田 知洋